

令和7年度 社会福祉法人白子町社会福祉協議会事業計画

I. 事業方針

近年の福祉を取り巻く環境は、ひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯の増加など家族形態の変容による家庭内の見守りや介護機能の低下、地域連帯感の希薄化によるコミュニティの脆弱化が危惧される中で生活困窮、孤独死、消費者被害など地域からの孤立を起因とする様々な生活課題が現れ問題となっています。

こうした状況において、白子町社会福祉協議会では、地域共生社会の実現のため、これまでの相談支援や地域福祉の取り組みを生かしながら「住民相互のささえあい活動」をさらに推進し、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう介護予防・生活支援等の一体的な支援体制の構築に向けて、地域住民、行政、ボランティア、民生委員児童委員並びに福祉、保健、医療の関係機関等と連携し、組織体制の整備と基盤強化や様々な福祉活動を展開してまいります。

II. 重点事業

- 1 災害ボランティアセンターの体制整備（ボランティアとの協力）
- 2 婚活支援（結婚相談員と他町との連携による支援）
- 3 子育て支援（子育てサロンの実施）
- 4 福祉教育の推進（小中学校、高校、地区社会福祉協議会、教育委員会、行政が協働して取り組む）
- 5 地区社会福祉協議会活動の推進（フレンドサロン・夢サロン・お出かけサロン・いきいきサロン等の推進）
- 6 在宅福祉サービスの推進（給食サービス事業・紙おむつ支給事業・外出支援サービス事業・らくらくタクシー事業）
- 7 ボランティアセンター事業の推進
- 8 相談事業の推進
- 9 広報啓発活動の強化
- 10 地域包括支援センター運営事業の推進（総合相談・地域ケア会議等・中核機関の整備）
- 11 介護予防事業の充実及び認知症施策の推進
- 12 生活支援体制整備事業の推進
- 13 法人後見事業の取り組みと日常生活自立支援事業の推進
- 14 コロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の推進

令和 7 年度 事業実施計画

事業名	目的	主な実施内容
(1) 社協の充実強化	組織活動の効果的な運営と社協財源の確保	1. 理事会（3回）、評議員会（2回）の開催 2. 関係機関・団体との連携強化 3. 社協広報誌の発行（年3回）7月・10月・3月 4. 会員募集（10月1日～3ヶ月間、1世帯500円） 5. 役員・職員の研修への積極的参加
(2) 地域福祉事業	町民の福祉意識の向上を図り、自主的な地域活動への参加、地域の中で安心・充実した生活が出来る事を目的に運営及び企画を行う。また、関係機関・団体と連携を図る。	1. 地区社会福祉協議会の効果的運営 ※フレンドサロン・夢サロンの充実 （関地区・南白亀地区・白潟地区） 2. 幅広い住民による地域福祉の取り組み (1) 福祉意識の啓発・広報活動 (2) 福祉教育活動の推進 ※ 白子中学校・関、南白亀、白潟小学校及び茂原高校 関、南白亀及び白潟地区社会福祉協議会
・ボランティアセンター事業	町民のボランティア活動への関心を高め、ボランティア活動の活性化を図る。	1. 災害ボランティアセンター立ち上げの訓練 2. ボランティア発掘と養成 3. ボランティア連絡協議会への援助 4. ボランティア団体の活動助成 5. ボランティア情報の発信 6. 相談・登録・斡旋の実施 7. 各種養成講座の開催（年8回） 8. 必要に応じて各種実態調査

事業名	目的	主な実施内容
(3) 在宅福祉事業	在宅福祉サービスを実施し、見守り活動や在宅で介護している家族の負担の軽減を図り、在宅生活を支援する。	1. 給食サービス 町内に在住の75歳以上の一人暮らし高齢者で、知人・隣人・親戚等との往来が少ない方で、食事制限のない方に対する安否確認のための給食サービスを月2回実施 2. 紙おむつ給付 要介護4以上及び重度心身障がい者等で、在宅の常時おむつ使用者に紙おむつを年4回、排出用ごみ袋を年1回、予算の範囲内で給付（給付月 4月・7月・10月・1月） 3. 福祉器具の貸付 車椅子・福祉車両の貸付
(4) 貸付事業	低所得世帯等の経済的自立と安定した生活を維持するため、各種資金の貸付を行う。 また、緊急小口資金等特例貸付の借受人へのフォローアップを行う。	1. 生活援護資金の貸付 2. 生活福祉資金、総合支援資金、つなぎ資金の貸付 3. コロナ特例貸付の債権管理と借受人のフォローアップ
(5) 共同募金事業	住民に対し共同募金活動への理解を深め、地域福祉活動の充実を図る。	1. 赤い羽根共同募金運動（10月1日～6ヶ月間） ・敬老事業（卒寿（90歳）祝い品贈呈） ・助成事業 幼児サークル、地区社協、スマイルクラブ、福祉施設、 ・社協広報7月号・10月号・3月号 発行 ・子育てサロン事業費 ・スマホ基本講座 2. 歳末たすけあい運動（12月1日～1ヶ月間） ・ゆうあい訪問（慰問品贈呈） ・自治会福祉活動、福祉施設への助成 ・幼児サークル支援

事業名	目的	主な実施内容
(6) 外出支援サービス事業	介助を必要とする歩行困難な高齢者等に対して、移送車両により外出の支援を行う。	移送車両による医療機関や公共交通機関への送迎 対 象 1. 単独での移動が困難で公共交通機関を単独で利用できない 1人暮らし高齢者・高齢者世帯（65歳以上）で下記のいずれかに該当する者 ① 介護保険法に基づく「要介護者」及び「要支援者」 ② 障害者総合支援法に基づく「障がい者」 2. 人工透析療法を受けていて、家族等による送迎ができない者 運行日 月・火・水・金曜日（祝日・年末年始は除く）
(7) らくらくタクシー事業	高齢者を町内の医療機関や公共機関、商店等に送迎し、買い物や通院などの外出の支援を行う。	軽自動車による医療機関や公共機関、商店などへの送迎 対 象 75歳以上の1人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯であり、1人で車両へ乗降が出来る、町税等を収納している者 運行日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く） 回 数 1人片道月8回
(8) 心配ごと相談事業	民生委員と行政相談員で日常生活の様々な相談に応じ、適正な助言を行い、関係機関と連絡を図り、問題解決の手助けを行う。また、月1回、人権擁護委員と合同相談会を開催し、より相談内容の充実を図り、身近な相談の機会を提供する。	相談所の開設（予約制） ・一般相談：毎週水曜日（午前9時～正午） ※ 茂原市社協との契約により法律相談年間6回紹介 ・合同相談会：毎月第2水曜日（午前9時～正午）年間10回
(9) 結婚相談事業	結婚活動対象者の出会いの場の機会を提供し、結婚支援する。 また、結婚相談員連絡会を定期的に行い、白子町のみでなく、近隣町村の結婚相談員と連携しながら、結婚対象者を支援する。	結婚活動及び結婚相談員事業の運営 ・結婚相談受付・登録の推進 ・パーティー及び交流会の開催 ・結婚相談員連絡会の開催 ・お見合いなど結婚活動の支援

事業名	目的	主な実施内容
(10) 日常生活自立支援事業	高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力等に不安がある者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、自立した生活が送れるように支援する。	・福祉サービス利用援助事業 ・財産管理サービス ・財産保全サービス
(11) 法人後見事業	判断力が不十分な認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者の方に、財産管理・契約などの相談、助言、後見事務を行う。	・運営委員会の開催 ・後見の相談 ・法人後見の受任 ・法人後見事務
(12) 団体助成事業	福祉団体を助成し、活動を支援する。	1. 民生委員児童委員協議会 2. 保護司会 3. 遺族会 4. 障がい者福祉会 5. 更生保護女性会
(13) 地域包括支援センター事業	地域住民の心身の健康の維持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。	1. 指定介護予防支援事業（介護予防支援計画の管理） 2. 包括的支援事業（地域包括支援センター運営分） ①第1号介護予防支援事業（ケアマネジメントAの管理） ②総合相談業務 多様なケース相談に対して、どのような支援が必要か把握し適切なサービス・関係機関・制度につなげる等の支援を行う ③権利擁護業務 ・高齢者虐待の防止及び対応 ・消費者被害の防止に繋がるよう啓発を行う ・成年後見制度等の利用促進を図る ④包括的・継続的ケアマネジメント業務 包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるようにサポートする ・介護支援専門員の意見交換会 年2回開催 ・地域ケア個別会議 年3回開催 ・介護支援専門員研修会 年1回 ・事例検討会 年1回開催 ・困難事例地域ケア会議 随時開催

事業名	目的	主な実施内容
		3. 包括的支援事業（社会保障充実分） ①在宅医療・介護連携推進事業 医療機関と介護事業所の関係者との協働・連携が図れるように支援する ・医療介護の連携に関する研修会の開催（年1回開催） ②認知症総合支援事業 (1)認知症初期集中支援推進事業 認知症初期集中支援チームが認知症状で困っている対象者に対し早期に関わる事により、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築していく 月1回チーム員会議を開催する (2)認知症地域支援・ケア向上事業 ・認知症の人及び家族等に対する支援を行う (3)認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業 ・認知症サポーターの活動機会の促進を図る (4)その他 ・認知症関連イベントの企画・開催 ・ファイブ・コグ(認知機能検査)の普及活動 4. 介護予防・日常生活支援総合事業 ①通所型サービス・活動Bの運営支援 ・ふれあい幸民館 月6回開催（月・金3回/月） ②ケアマネジメントCの作成 通所型サービス・活動Bを利用する対象者に対するケアマネジメントCの作成 5. 介護度重度化防止推進員活動支援 介護予防出張教室（健康倶楽部）への推進員派遣等支援 ・開催箇所 5箇所 ・開催回数 延べ72回

事業名	目的	主な実施内容
(14) いきいき健口教室事業	一般介護予防事業の一環として、口腔機能の低下を早期に発見し改善する。 食べる楽しみ、低栄養の予防、誤嚥・窒息予防等の知識と技術を学び、健康維持、増進を図る。	65歳以上の高齢者の口腔・栄養機能の向上を図る ①舌や口腔周囲筋の筋力増強や可動域訓練。 ②発声訓練、嚥下パターン訓練。 ③低栄養改善、予防の講話 年1回開催
(15) 生活支援体制整備事業	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う。	・生活支援コーディネーターの活動支援 ・関係者による協議体会議の実施 ・1人暮らし等の生活相談の実施 ・ゴミ出しボランティアの推進 ・行政、地域包括支援センター、地域住民等との連携
(16) 介護支援サポーター事業	高齢者が介護支援サポーター活動を通して積極的に社会参加し、地域貢献することを奨励するとともに、高齢者自らの自発的な介護予防を促進する。	・介護支援サポーターの受入れ ・介護支援サポーター活動評価ポイントの管理 ・受入施設との連携